



クリーニング業を営むみなさまへ

《 引火性溶剤対策にかかる設備資金のご案内 》

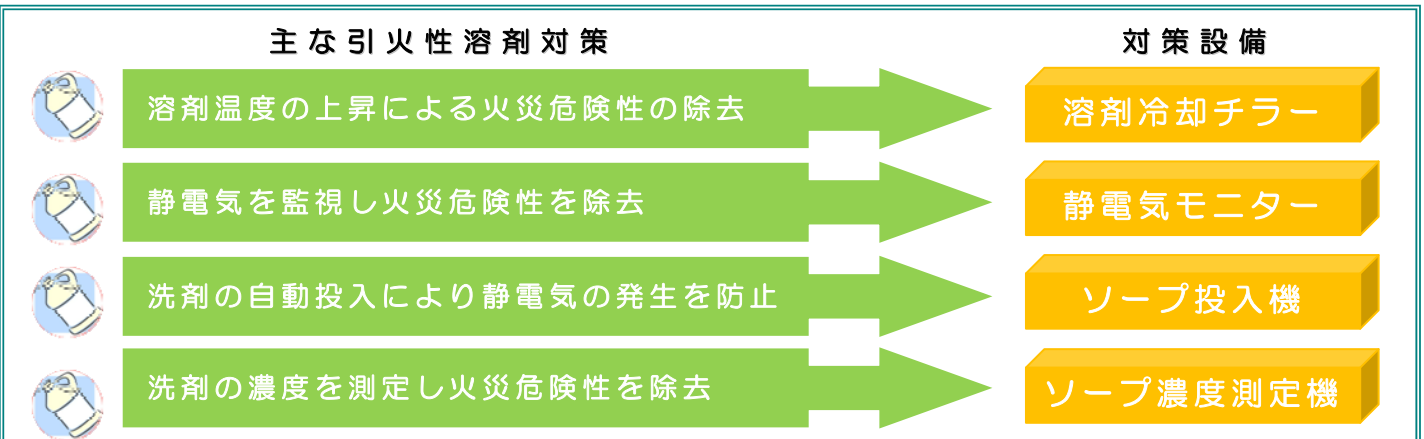
日本政策金融公庫 国民生活事業（旧国民生活金融公庫）は、引火性溶剤の安全対策設備の導入が必要なクリーニング業を営むみなさまへ、特別利率による設備資金のお取扱いを開始しました。

引火性溶剤対策設備にかかる生活衛生貸付の概要

ご利用いただける方	クリーニング業を営む方（注1）		
お使いみち	引火性溶剤使用に伴う安全対策に必要な設備資金		
ご融資制度	振興事業貸付 振興計画認定組合の組合員の方	一般貸付 左記以外の方	
ご融資額	3億円以内	1億2,000万円以内	
ご返済期間	18年以内	13年以内	
据置期間	2年以内	1年以内（注2）	
必要書類	振興事業に係る資金証明書	原則として推せん書	
利率（年利）	〔特別利率C〕 1.25%～3.00% さらに、ご融資日から2年間は、利率が年0.5%引下げとなります。 <small>（設備資金貸付利率特別制度（注3））</small>		

（注1）洗濯物取次業は除きます。
（注2）ご返済期間が7年を超える場合は2年以内となります。
（注3）設備資金貸付利率特別制度のお取扱期間は平成23年3月31日までとなります。

引火性溶剤対策には次のような設備があります。



※お取扱期間は平成22年12月1日から平成24年3月30日までとなります。
※利率は平成22年11月11日現在のものです。
※審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

事業資金相談ダイヤル

（行こうよ！公庫）



0120-154-505